

目次

1. 死刑台からの生還	P 1
2. 別件逮捕	P 3
3. パンドラの箱	P 5
4. 慣性の法則	P 6
5. 捏造事件	P 7
6. 経済事件の一般原則	P 9
7. 冤罪原理	P 12

1. 死刑台からの生還

戦後の犯罪史において死刑判決が確定し、その後再審無罪となった事件が4件ある。免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件がそれであり、これらの4名の冤罪被害者はまさに死刑台から奇跡の生還をした人たちである。それぞれの事件の概要を示すと次の通りである。

(1) 免田事件

1948年熊本県人吉市で起きた強盗殺人事件。祈祷師夫妻が殺害され、その娘二人が重症、さらに現金が強奪されている。犯人とされたのは免田栄青年当時23歳。警察は免田青年を玄米窃盗の別件で逮捕し、拷問と脅迫により自白させている。免田青年は公判では自白を翻し無実を主張するが、一審の熊本地裁で死刑判決を言渡され、福岡高裁での控訴審を経て、1952年に最高裁で死刑が確定した。免田被告は、事件当日特殊飲食店女性と遊興していたとしてアリバイを主張するものの、検察官はこのアリバイ証人に対して、「一緒にいたのは事件の翌日」などと偽証の誘導を行い、また、証拠品の凶器の鉋及び犯行時の加害者の着衣を廃棄し、証拠隠滅を行なっている。

死刑判決をうけて免田死刑囚は再審請求を行うものの、5回にわたる再審請求はことごとく棄却され、ようやく1979年の第6次再審請求で再審決定。1983年に事件発生以来34年ぶりに無罪判決が言渡された。再審ではアリバイを証明する明確な証拠が提示されている。

(2) 財田川事件

1950年香川県三豊郡財田村で起きた強盗殺人事件。闇米ブローカーが全身30箇所を刃物で刺されるという惨殺殺人で、現金が強奪されている。犯人とされたのは谷口繁義青年当時19歳。谷口青年は隣の神田村の強盗事件で共犯者とともに別件逮捕され、本件強盗殺人の取調を受けた。谷口青年と共犯被疑者は「財田の鬼」として嫌われていた近隣の不良少年グループ。共犯被疑者はアリバイが成立し釈放されるも、谷口青年はアリバイが成立せず、2ヶ月に及ぶ拷問の結果自白。谷口青年は公判で一転無実を主張するも、谷口青年の着衣に着いた血痕に関する東京大学古畑鑑定が決定打となり、1952年高松地方裁判所で死刑判決。1956年高松高裁控訴棄却、1957年最高裁上告棄却で死刑が確定した。

最高裁判決から12年後の1969年、谷口死刑囚の手紙がたまたま当時の高松地方裁判所の矢野裁判長の目に留まり、矢野裁判長は再審開始に動き出すも果たせなかった。そこで、矢野裁判長は、何と裁判官を辞任して谷口死刑囚の弁護人に就任、執念の再審請求を行なった。1976年最高裁が再審を開始し、1984年再審無罪が確定。再審では新たな東大鑑定が出て古畑鑑定が覆された。矢野元裁判長は再審無罪を聞くことなく1983年に他界している。

(3) 松山事件

1955年宮城県松山町で起きた殺人放火事件。農家が全焼し焼け跡から被害者夫婦と10歳の四女及び6歳の長男の焼死体が発見されたところ、死体には刃物による傷が付いていた。事件発生後1ヶ月間にわたり捜査は進展せず、捜査当局が容疑者の範囲を地元から地元出身者に拡大したところ、東京に働きに出ていた斉藤幸夫青年当時24歳が浮かび上がり犯人とされた。斉藤青年は東京都板橋区の肉屋に勤めていたが、警察は喧嘩による傷害事件で斉藤青年を別件逮捕。厳しい取調べにより斉藤青年は自白するも公判では一転無実を主張。事件では、斉藤青年が犯行後返り血を浴びたまま自宅で寝たため、布団に返り血が付いたとされた。その血痕に関する東京大学古畑鑑定が決定打となり、1957年一審仙台地方裁判所は死刑判決を出した。1953年仙台高裁控訴棄却、1960年最高裁上告棄却で死刑が確定した。

斉藤死刑囚は無実を訴え再審請求を行なったところ、第2次再審請求が認められ、1979年再審開始。有罪の決定的な証拠とされた布団の返り血は、警察の捏造によるものであることが判明し、1984年再審無罪が確定した。血液鑑定を出した遺伝学の権威である東京大学の古畑教授は1956年に文化勲章を叙勲され、財田川事件や松山事件の再審無罪を知らないまま、その誉れに包まれて1975年他界した。

(4) 島田事件

1954年静岡県島田市で起きた誘拐殺人事件。青果商の長女が幼稚園から誘拐され、3日後に大井川沿いの雑木林で絞殺死体として発見された。警察は犯人の手がかりがつかめないままに前科者、特殊性癖者を中心に捜査していたところ、無職で島田市を徘徊していた赤堀政夫青年当時25歳が浮かび上がり、犯人とされた。赤堀青年は定職につかず横浜、熱海、静岡、愛知、岐阜を転々と移動して、百姓小屋や寺小屋に寝泊りするなど放浪癖があった。警察は赤堀青年を賽銭泥棒による別件で逮捕し、厳しい取調を行なったところ赤堀青年は自白するも、公判では一転無実を主張。赤堀青年のアリバイは認められず、自白による殺害手法と遺体の傷跡が一致するとするお馴染みの東京大学古畑鑑定が出て、1958年一審静岡地方裁判所は死刑判決を出した。1960年東京高裁控訴棄却、同年最高裁上告棄却で死刑が確定した。

その後、東京医科歯科大学による絞殺死体傷跡の新鑑定が提出され、赤堀死刑囚の自白による殺害方法では傷跡の形が一致しないことが立証された。新鑑定は再審請求原因と認められ、赤堀死刑囚に再審無罪が言渡された。もともと原審公判での犯人の目撃証人は、犯人像として、

「こざっぱりとした勤め人風で背広の上着を着ていた。」

と証言していたのであり、それは風呂にも入らず小屋で寝泊りしていた赤堀死刑囚の風体とは似ても似つかなかったのである。

2. 別件逮捕

もともと日本で発生する事件の圧倒的多数は、それ自体に冤罪など起こしようがない構造を内蔵している。日本の刑法犯事件のほとんどでは、動かし難い物証があり、その証拠に基づき本人が自白をしている。殺人事件で、凶器に犯人の指紋が残り、犯行現場の足跡が一致すると共に、自白による殺害方法と司法解剖の結果が一致するばかりか、自白した場所から遺棄死体が発見され、本人は罪を認めて犯行を自白している。こんな事件で冤罪など起こりようがない。日本の刑法犯事件の圧倒的多数は、この手の客観証拠と自白がセットになったものである。ところが戦後の4件の死刑冤罪事件は、これだけの凶悪犯罪でありながら、客観証拠たる物証が皆無である。

戦後4件の死刑冤罪事件は、全て強盗・放火・誘拐・殺人といった社会的戦慄を伴う凶悪犯罪である。事件発生を受けて社会は犯人の逮捕を強く期待する。しかし、これらの事件では、全ての事例において初動捜査の失敗があり、捜査機関は真犯人特定のための物証の

収集に失敗している。このため凶悪事件発生後、相当期間において犯人が特定できず、その間に真犯人の残した直接証拠が散逸するという失態を招いている。

さて凶悪事件でマスコミ露出が高いにもかかわらず犯人が捕まらない。そこで社会は言うのである。

「一体警察は何をしているのか。早く悪いやつを捕まえろ。」

事ここに到った以上、捜査当局も、

「実は初動捜査に失敗して、今のところ何の手がかりもありません。」

などという本当の事は、とてもではないけれど言い出せない雰囲気になっている。切羽詰った捜査当局とすれば、何でもいいから疑わしそうな人を拾い出して、

「重要容疑者逮捕！」

としない事には収まらない。こうして証拠もないのに冤罪被害者は逮捕されてしまう。証拠がないので別件で逮捕するのである。4件の死刑冤罪被害者の全てが別件逮捕である。

免田事件の免田青年、財田川事件の谷口青年、松山事件の斉藤青年、島田事件の赤堀青年の4名は、それぞれが窃盗（免田事件、島田事件）、強盗（財田川事件）、傷害（松山事件）の別件がある。彼らが仮に何の別件犯罪もない若者であったとすれば、彼らの逮捕はなかったのであり、逮捕がない以上、彼らの自白もまたありえなかった。4件の死刑冤罪事件の全てが自白調書を有力な証拠として死刑判決を下されていることを考えると、彼らの冤罪の遠因は、彼ら自身の別件犯罪にあるということもできる。

そこで社会は、

「彼らは確かに死刑判決の対象となった冤罪被害者かもしれないが、別件では間違いなく犯人なのだから、悪いヤツには違いない。」

と考えがちである。このように考えることで、社会は、無辜の民を死刑台に送った原罪意識を和らげることができるし、冤罪と自分自身を異次元の出来事として切り離して、安心することもできる。

4名の元冤罪死刑囚が全員別件を抱えている以上、日本の捜査当局が誤認逮捕したのも仕方なく、日本の司法が死刑判決という悲惨極まりない誤審をしたのも止むを得ないではないか。そうであれば、やはり日本の捜査当局はよくやっているのであり、それでも日本の司法は信頼できると考えたいのである。戦後日本の政界、官界、財界を含む全ての社会的権威が失墜する中で、国民の司法に寄せる信頼だけは揺るぎ無いものであった。司法に対する信頼は民主主義社会成立の最後の砦なのであり、国民としては、よほどのことでもない限り司法に対する信頼だけは失いたくはない。しかも全ての死刑冤罪事件に別件がある以上、別件のない自分だけは冤罪に巻き込まれることはない。いくら死刑冤罪事件が起き

ようと、司法への信頼に揺るぎはなく、そして何よりもわが身は安全なのである。

「まあ、どっちにしても俺には関係ない。」

かくして死刑冤罪事件は、特殊例外的な司法現象に過ぎず、国民は我とわが身を安全な茶の間に置きながら、まるでホラー映画を見るかのようにして死刑冤罪事件を鑑賞していたのである。

「本当にあの人たちもお気の毒にね。」

3. パンドラの箱

ところが平成19年に、このような捜査当局と司法に対する国民の信頼を根底から揺るがす事件が、立て続けに3連発で飛び出した。「富山連続強姦服役後無罪事件」、「鹿児島志布志県議選贈収賄12名全員無罪事件」及び「袴田事件元裁判官無罪心証涙の告白」である。

この3連発以前の国民意識によれば、冤罪などというおぞましい事件は、強盗殺人等の特殊な世界において極めて例外的に起きる異常現象で、少なくとも普通の市民には関係がないことになっていた。しかし、富山事件の柳原氏は、まじめそうな顔をした普通のタクシー運転手だったのであり、鹿児島志布志の中山県議会議員並びに11名の住民もまた、どこにでもいる普通の県議会議員と市民である。これらの人々には、別件で逮捕されるべき何らの弱みもなければ、普段から素行が悪いとして目を付けられていたわけでもない。全く何の落ち度もない普通の市民に対して、捜査当局が事件を捏造し、立件までしてしまったのである。富山事件においては、裁判所もその捏造に対して何らの抑止力を示すことができず、有罪判決を下した。無実の柳原氏は服役までしてしまったのであり、一昨年末に真犯人が出てこなければ、本件は永久に闇に埋もれていたことになる。

袴田事件の熊本元裁判官の告白にも度肝を抜かれた。仮にも裁判官が無罪の心証をもっていながら、裁判官同士の多数決で有罪となると、一転して立派な死刑有罪判決が書けてしまうというのである。上級審もその判決に何の疑問をもたなかった。その気になれば日本の裁判官は、同じ証拠に基づいて、有罪判決でも無罪判決でもどちらでも書くことができる。そしてそのようないいかげん極まりない判決を、日本の上級審は見破ることができない。

平成19年の超弩級司法ニュース3連発の結果、長年にわたりベールに隠されていた司法のパンドラの箱は開いてしまった。もはや冤罪は特殊かつ例外的な出来事ではなく、誰の身にも何時起きてもおかしくない日常的現実なのである。

人間には人の好き嫌いがあるのだから、どんな人でも必ず誰かには嫌われている。誰からも好かれている人がいるとすれば、そのこと自体が許せないとして嫉妬する人がいるのである。従って、後述富山の柳原氏のように、いつ何時誰かから捜査機関に悪意の告げ口をされるか分からない。わが身に何らやましいところのない普通の市民であったとしても、そんな事は何の気休めにもならない。鹿児島志布志の人たちは、全員が、何らやましいところのない普通の市民だったのではないか。そして事実無根の罪で証拠がなくとも、一旦起訴されてしまえば、裁判所はほぼ自動的に有罪判決を下してしまう。日本の起訴有罪率は99.9%なのであり、熊本元裁判官がしみじくも自白したように、日本の裁判官は有罪判決であろうが無罪判決であろうが、お好みで誂えて書くことができるのである。

世界に冠たる99.9%の起訴有罪率を誇る我が日本の司法には、なにかとんでもないことが起きているのではないか。精密司法とさえ言われる検察官面前調書主体の日本の司法は、実は張子の虎に過ぎず、その実体は制度疲労の極みにあり、その綻びから垣間見えたのが平成19年の超弩級司法ニュース3連発だったのではないか？

4. 慣性の法則

富山事件の柳原氏がなぜ連続強姦事件の容疑をかけられたかということ、警察の作成した犯人のモニタージュ写真に柳原氏の顔が似ていたからに過ぎない。本件連続強姦事件については、冤罪事件の一般原則どおり初動捜査の失敗があり、警察は真犯人を取り逃がしている。連続強姦犯が捕まらない中で、警察がモニタージュ写真を作成して公開したところ、柳原氏の勤務していたタクシー会社の同僚が、

「ウチの柳原の顔がモニタージュ写真に似てますよ。」

などと言って警察に電話してきたという。

そこで警察は柳原氏に任意同行を求め、顔写真を撮ってはその写真を被害者2人に見せ、そのうちの一人にはさらに面通しまでさせている。被害者の一人は、柳原氏と他の容疑者の混在した数枚の写真の中から、柳原氏の写真を抜き出して特定し、さらに面通しでは、

「この人だと思います。」

と言ったという。もう一人の被害者も数枚の写真の中から、柳原氏の写真が、

「犯人の感じに似ている。」

と指摘した。

犯人逮捕にあせる警察としては、被害者が二人とも柳原氏を特定したのであるから、当然の事のように逮捕する。もとより、強姦被害者の写真による犯人の特定、あるいは、不自然な取調室での面通しによる犯人の特定など、何の客観性もない。少し頭を冷やして女

性心理を考えてみたらどうか？だいたい、強姦事件の被害者が犯人の顔を覚えていること自体がおかしい。本件での被害者による犯人特定は、本来逮捕事由としての適格性を持たず証拠とはなりえないが、捜査当局とすれば逮捕さえしてしまえば後で証拠は何とでもなるのである。柳原氏から自白を取れば良いではないか。日本の捜査当局による自白獲得技術は、人類史上の最高水準を極めるものである。自白獲得の手法は、被疑者の年齢、性別、職業、社会的地位、性格、収入、生活習慣、地縁血縁構造といった属性別に、完璧なまでに研究し尽くされている。捜査機関は、事実にかかわらず、自らが作成したストーリーどおりに自白調書を取ることができるのである。当然のことながら柳原氏は自白している。

柳原氏は犯行時間に自宅の固定電話で電話をしていたという。柳原氏は当然にその動かし難いアリバイを主張したであろうし、捜査当局も通話記録を調べて柳原氏にアリバイが成立していることを知ったであろう。また、警察の現場検証では、犯行現場の犯人の足跡のサイズと柳原氏の足のサイズが違うことも判明したであろう。しかし日本の捜査当局に一旦犯人と決め付けられれば、後でこのような証拠が出てきても、もはや手遅れなのである。柳原氏の無実を証明するこれらの絶対的な証拠は、捜査当局により徹底的に無視される。

捜査員の中には、

「これはマズイ。柳原氏は無実だ。」

と思った人もいるのであろうが、組織としての捜査当局にとって、もはや後戻りは許されない。大騒ぎをして逮捕して、マスコミにも発表してしまっているのである。日本の捜査当局には、逮捕を基点として圧倒的な慣性の法則が働く。犯人逮捕の後でいくら無実の証拠が出てきても、もはや捜査当局の暴走を食い止めることは誰にもできない。富山事件においては、裁判所でさえが慣性の法則の運動律に落ち込み、捜査当局の暴走を止められなかった。

5. 捏造事件

鹿児島志布志の事件でも、事情は似たり寄ったりである。この事件で中山県議が容疑者とされたのは、鹿児島の県会議員選挙で新人候補が初めての立候補で当選する事など過去なかったという、本件逮捕事由とは全く関係のない地域事情によるものである。鹿児島は、地縁血縁の強い保守型選挙区なのであり、したがって、県警は選挙違反を摘発する機会が限りなく少なかった。

ところで、各都道府県の警察並びに検察組織には、その逮捕・起訴件数に応じて、国庫から特別報奨金が支給される。[\(注1\)](#) 捜査機関にとって選挙違反はまことにおいしい事件で、

選挙違反で一人の議員事務所を摘発すれば、少なくとも10名以上多ければ100名ほどの逮捕者を出すことができる。一人の議員に対しては多数の運動員や選挙民が絡んでいる。すなわち選挙違反事件は、都道府県警察や検察にとって、多額の特別報奨金を効率よく稼ぐ絶好のチャンスなのである。そんな中で、中山候補はまことに選挙に強く、立候補するやいきなり当選してしまった。

中山議員の当選速報を見て、鹿児島県警は、

「やった。」

とばかりに膝を打ったのではないか？鹿児島では滅多にはない選挙違反特別報奨金獲得の千載一遇のチャンスが何十年ぶりかでやってきた。ならば、中山議員は選挙違反をやってくれないければ困るのであり、従って、やったに決まっている。

鹿児島志布志の選挙違反事件が、死刑冤罪事件や富山の連続強姦冤罪事件と違う点の一つだけある。一般に冤罪事件では、事件そのものは歴然と存在し、従って真犯人はどこかに必ずいる。真犯人が捕まらない限り被害者やその遺族の無念が晴れることもない。しかし志布志の事件では、選挙違反そのものがないのであるから、真犯人などどこにもいないし、被害者もない。何と捜査当局が、その自らの欲望のために事件を捏造したのであり、あえて真犯人というのであれば、それは自己肥大して自らの欲望を持つに到った国家権力そのものなのである。中山県議と12名の一般市民は事実無根の罪で容疑者として逮捕されたのであるから、彼らこそ被害者なのであり、彼らがこのような理不尽な処遇をうけた理由は、被害者である彼らの側には全く存在しない。

鹿児島志布志の事件においても、当然のことながら、客観証拠などあるはずがない。客観証拠がなくとも県警がひるむ事がなかったのは、県警は嘘の自白獲得技術に自信があったからである。現に本件で逮捕された半数以上の市民が事実と異なる自白に追い込まれている。県警の捜査に慣性の法則が働き、暴走を防止できなかったのも、富山の事件と変わらない。

志布志事件では、それでも裁判所が無罪判決を出して司法の面目を保ったものの、普通はこれでも有罪判決が出てしまうのである。検察は市民の半数以上の自白調書が揃った段階で、有罪判決を確信したはずである。日本の裁判では、検察官面前調書には絶対的な信用性が認められ、その自白調書と異なる内容の法廷証言や証拠が出てきても、裁判でその信用性が認められる事は、普通まずない。なぜ検察官面前調書と異なる内容の証拠や証言が証拠採用されないかというと、なぜなら、

「検察官面前調書は信用できるのであり、その信用できる検察官面前調書と内容が違う以上、その証言や証拠は信用できない」

という理屈になっている。従って、警察が逮捕して検察官が起訴した以上、日本の起訴有罪率は99.9%になるに決まっている。その中で無罪判決が出るためには、真実無実であることとは別に、よほどの僥倖に恵まれなければならない。

この事件で無罪判決が出たのは、何と言ってもマスコミが事件を大々的に取り上げて大騒ぎをしてくれたことが大きい。本件では自白強要の取調の過程で、「踏み字」というセンセーショナルな拷問が行なわれて有名になったが、この程度の事ならこの捜査機関でも多かれ少なかれ皆やっている。それが有名になったのは、マスコミによる「踏み字」という見事なまでのネーミングの妙による。本件の無罪判決に対して最大の貢献をしたのは、大して物の役には立たない日本の弁護士などではなく、「踏み字」というネーミングを考え出した何処かのジャーナリストその人であろう。

新聞やテレビが再三にわたって志布志の事件を取り上げ、その異常な捜査や冤罪の可能性を指摘している以上、裁判所も、

「検察官面前調書は信用できるのであり、その信用できる検察官面前調書と内容が違う以上、その証言や証拠は信用できない」

などという、日本の司法村でしか通用しない常識はずれの判決など出しにくい。

だから無罪判決が出たのであろうが、だからといって司法当局がこのような冤罪事件を二度と起こしてはならないとして、深く反省しているわけではもちろんない。現に鳩山法務大臣は、

「志布志事件は冤罪と言うべきではないと私は考えております。」

(注2) などと検察官を擁護しながら、

「検察はこれにめげずにもっとやれ。」

とでも言わんばかりではないか。すなわち、富山の事件や志布志の事件を経ても、日本の司法の冤罪構造は何等変わらないのである。

6. 経済事件の一般原則

戦後4件の死刑冤罪事件と富山連続強姦服役後無罪事件並びに鹿児島志布志県議選選挙違反全員無罪事件を分析したが、これらの冤罪事件の全てに共通しているのは客観証拠たる物証がないことである。あるはずの物証がないままに、捜査機関が容疑者を犯人と決めつけ、その前提の下でストーリーを書いては関係者の自白を取り付けている。日本の捜査当局には、やってもいない人殺しを自白させる程の高度の取調べ技術があり、さらには、容疑者が一旦自白した以上、後で何を言っても日本の裁判で無罪が出ることはない。

死刑冤罪事件の全てと富山の事件では、容疑者自身が捜査段階で自白しているが、鹿児島志布志の事件では中山県議自身は一貫して否認を貫いている。中山県議は最終的には無罪を取ったのであるから、そこで被害者の側から冤罪を防止するためには、いくら辛くとも頑張っただけで自白調書に署名しない事しかないという理屈になるのであるが、実は本人が頑張っただけで自白調書に署名しなくとも、それだけでは冤罪に完全に対抗する事はできない。なぜなら、捜査当局は、本人に自白させなくとも、事件の関係者に事件のシナリオを自白させれば事は足りるからである。

「俺は関係ないけれど、確かにあいつがやったのを見たよ。」

被疑者の関係者がこんなことを言うてくれれば、いくら被疑者が否認しても、本人が自白したのと同じことになってしまう。日本の司法実務上、関係者の自白は物証と同じように証拠能力が認められるのである。要するに、本人の自白に関わらず、客観証拠なき広義の自白こそ日本の冤罪の根源的要因であるという結論を得ることができる。

そこで経済事件である。経済事件では客観証拠が少ないと言われている。少なくとも物証はない。確かに証券取引法違反や独占禁止法違反あるいは会社法上の特別背任罪といった特別法上の経済犯事件において、犯行の凶器や指紋、足跡、血痕、遺棄死体といった一般刑法犯事件に見られる物証は皆無である。経済事件においては多額の金が動くが、普通その金に色はついていないのであり、これまた経済事件における客観証拠とはなり得ない。

しかも経済事件の容疑者及び関係者はインテリが多く、インテリは拷問に弱い。すなわちすぐ自白する。本人はともかく関係者は、捜査当局に参考人として呼び出されただけでビビリ上がり、

「そうです。検事さんの言うとおりの人がやったんです。」

とやってくれる。経済事件の関係者は、捜査当局に呼び出されただけでその社会的信用に影響する人が多く、呼び出された以上、何でもいから一日でも早く取調をおしまいにしてもらいたいのである。

「捜査当局が疑っている以上、あの人は逮捕されるかも知れず、逮捕されれば有罪になるに決まっている。検察官の言っていることは事実と違うが、違うという客観証拠もないので、検事が言い張っている以上、事実を争ってみても仕方がない。あの人には悪いけれど、自分にも生活があるので、ここは一つ検事の言い分を認めておくしかない。」

こうして関係者の自白調書がたやすく出来上がってしまう。この場合、この関係者が事実と異なる自白調書に署名して被告人を有罪に陥れた事は、公判の過程で被告人にばれてしまうが、日本では既に逮捕の段階で被告人の社会的生命は終わっているので、関係者としては被告人に恨まれても痛痒を感じる必要がないのである。

無実の一般刑法犯に対してこんなことをすれば、讒言者は、被告人の服役出所後に、どんな報復を受けるか分からない。しかし、無実の経済犯の報復は経済行為しかないのであり、その被告人の経済人としての立場は、逮捕の段階で既に破壊されている。経済犯はもはや讒言者に報復の手段を持たないのである。死人に口はなく、経済犯に仕返しはない。すなわち経済事件においては、客観証拠がないからこそ、余計に関係者の自白調書はとりやすい。まことに経済事件は冤罪を起ししやすい構造となっている。

2006年5月に、東京地検の当時の特捜部長であった大鶴基成氏が突然マスコミに出てきて、

「額に汗して働く人、リストラされて働けない人、違反すれば儲かると分かっているにもかかわらず法を遵守している企業の人たちが、憤慨するような事案を、万難を排しても摘発したい。」などと言い放ち、地検特捜部は経済事件へと大きく舵を切った。事実、ホリエモンのライブドア事件の摘発が2006年1月、村上ファンドの村上代表の逮捕が2006年6月である。ここで大鶴氏がコブシを振り上げている「額に汗して働く人が憤慨するような事案」とは証券取引法、会社法、独占禁止法の特別経済三法に基づく経済犯罪をいう。

ところで、大鶴氏は、「額に汗して働く人」の「悪いことを悪いと感じることのできる素朴な正義感」に基づき経済事件を摘発したいと言うが、大鶴氏を含む全ての検察官は少なくともここでいう「額に汗して働く人」ではない。彼らは知的労働者なのであり、しかも、その身分は公務員としてすこぶる安定しており、毎月国庫から保証された額の給与を得て生活している。彼らに「額に汗して働く人」の素朴な正義感など分かる道理がない。

しかも経済事件には直接的被害者がいない。経済犯罪の被害者といえば株主であり従業員あるいは取引先であり、その被害と犯罪事実には、間接的相関関係はあっても直接的相関関係はない。従って、捜査機関としては、犯罪被害者の悲惨な報復感情を摘発の原動力とすることができず、あくまでも捜査員の正義感一本を心の拠り所として、捜査し摘発するしかない。そして、経済事件は客観証拠がなく、関係者の自白が取りやすいため、それ自体が冤罪を起ししやすい危険性にあふれているのである。

国民生活の市場経済化と規制緩和の流れに沿って、経済取引に対する監視体制は、監督官庁による事前調整型から経済司法による事後摘発型に大きく転換している。その中で、捜査機関の最先端機能を持つ特捜検察としては、

「金を儲けたやつは悪いことをしているに違いない。」

という感情的嫉妬をばねとして、経済事件の摘発に乗り出している。しかし経済事件は物証が存在しないため、一般刑法犯とは犯罪の証拠構造が全く違う。現在の捜査機関は、物

証なき経済犯罪に対して、一般刑法犯と全く同じ捜査方法で捜査し起訴しようとしている。筋読みをしてシナリオを書き自白を強要するのである。違う。経済犯罪を摘発するにはそのためのインフラがなくてはならず、物証なき経済犯罪に、物証があることを前提とした捜査をしても意味はない。これでは冤罪を乱発しているようなものであり、現在の特捜検察による経済犯罪の摘発は、危険極まりない状態にある。

7. 冤罪原理

捜査当局は、経済事件には客観証拠が乏しいと泣き言を言うが、実は経済事件には一般刑法犯事件に劣らないほど豊富な客観証拠がある。財務諸表である。経済事件として摘発されるほどの企業は上場会社であることが多いし、上場会社であれば有価証券報告書があり、連結並びに単体の財務諸表が開示されている。非上場会社であっても営業報告書があり、そこには財務諸表が載っている。財務諸表には、その企業の全ての金・人・物の流れが、複式簿記の原理に基づき集計され、取引のフローと資産負債の残高が会計学理論に基づき整理され、論理的整合性をもって表示されている。しかも財務諸表は、経済取引の客観的計数記録であると同時に、相当程度において経営者の主観的判断をも反映しているのであるから、経済犯罪がその企業で起きているのであれば、その足跡は必ず財務諸表に現れている。特別法経済事件にとっての財務諸表とは、一般刑法犯事件における物的証拠に相当するのである。

財務諸表が客観証拠の宝庫であるにもかかわらず、現在の捜査当局は、財務諸表を経済事件の証拠として利用することをほとんどしない。なぜしないかというと、捜査当局に財務諸表の解析能力がないからである。平たく言えば、財務諸表が読めない。財務諸表が読めないのは何も警察や検察といった捜査機関に限らず、裁判所も財務諸表が読めない。もちろん弁護士も読めない。にわかには信じがたいことではあるが、日本の司法は、検察官・弁護士・裁判官という全構成員がこぞって会計の基礎知識を欠いており、財務諸表が読めないまま、一方で無理やり経済事件を告発し、もう一方で的外れの弁護をして、さらには訳が分からないまま経済事件を裁いているのである。日本社会は、もういい加減この馬鹿馬鹿しさ加減に気がつかなくてはいけない。

想起すれば、本稿で分析した戦後4件の死刑冤罪事件、並びに、富山連続強姦服役後無罪事件、さらには、鹿児島志布志選挙違反全員無罪事件の全てに物証がなかった。物証がないまま、主観的証拠に基づき事件のストーリーを書いては、自白を強要したのである。戦後4件の死刑冤罪事件では、全員に別件があり、その別件は、犯人の欲しい捜査当局にとってみると、本件犯罪の間接的証拠に見える。富山の事件で、被害者女性が柳原氏の顔写真が犯人と似ていると言ったのも、主観的証拠に他ならず、犯人逮捕にあせる捜査当局に

は、それが間接証拠に見えた。鹿児島志布志の中山議員が、初めての立候補でいきなり当選したのも、捜査当局にとってみると立派な間接証拠に見えたのであり、その実体は何の根拠もない主観証拠に過ぎない。

第1項において、日本の一般刑法犯事件では、ほとんどが物証と自白がセットで揃っており冤罪が起きる可能性がないことを指摘した。このような普通の一般刑法犯事件でも、捜査当局が事件のストーリーを書き、そのストーリーに基づき自白を取っていくのであるが、そこでのストーリーは豊富な物証に基づいているのであるから、正にそれは証拠が語る事件の筋書きなのである。物証がある以上、拷問まがいの取調べなどしなくとも犯人は自白する。ところが一般刑法犯事件における冤罪事件では、あるはずの物証がないままに、それを捜査当局の主観的証拠で補いながら、ストーリーを書いては自白が強要されている。ストーリーの出所は捜査当局の主観なのであるから、当然にストーリーは物語に過ぎず、それを無理やり自白させようとするので拷問になってしまうのである。だから冤罪がおきる。

このように分析すると、一般刑法犯事件において冤罪が起きるのは、物証がない状態で、主観証拠に基づき捜査当局がシナリオを書いて自白を取った事例であるということが分かる。すなわち一般刑法犯事件における有罪と冤罪の原理には、次の相関関係が成立している。

一般刑法犯事件

物的証拠 → ストーリー → 自白 → 有罪
主観証拠 → ストーリー → 自白 → 冤罪

一般刑法犯における有罪と冤罪の関係は、特別経済犯においても成立する。一般刑法犯における客観証拠たる物証は、特別経済犯においては財務諸表である。捜査当局が財務諸表に基づきストーリーを書き、自白を取ったとしても、それは創作の物語ではない。そのストーリーは財務諸表の数値により裏づけられているのであり、それは財務諸表という証拠が語った真実である。財務諸表に基づくストーリーであれば犯人が無理なく自白するのも、物証ある一般刑法犯の場合と同様である。これに対して財務諸表を無視して、捜査当局の主観的証拠だけに基づいて作成したストーリーは、財務諸表と矛盾し、したがって真実とは必ず一定の齟齬をきたす。そしてその齟齬の大きなものが冤罪になってしまうのである。特別経済犯事件における有罪と冤罪の相関関係を示すと次の通りである。

特別法経済事件

財務諸表 → ストーリー → 自白 → 有罪

主観証拠 → ストーリー → 自白 → 冤罪

もとより経済事件には客観証拠が乏しいなどと言っているのは、捜査当局なのであり、既に本稿で論証したように、それは嘘である。経済事件には、財務諸表という豊富な客観証拠があるのであり、それが現在の捜査当局には理解できないから、客観証拠がないと言っているに過ぎない。理解できないものは存在しないのと同じことである。日本の司法は、経済犯罪の摘発に乗り出す以上、財務諸表の基本を学ばなければならない。

2008年3月11日 公認会計士 細野祐二

(注1) 田中森一著「反転」幻冬舎P89

(注2) この発言は、2008年2月13日に法務省で開かれた全国の高検・地検の検察長官との合同の会議に鳩山大臣が出席し、志布志事件の無罪判決に言及した際に飛び出した。